

# 被疑者段階で採取された試料・DNA型データの保有継続をめぐって

——ヨーロッパ人権裁判所「SおよびMarper対イギリス判決」——

井上悠輔

(東京大学大学院医学系研究科特任助教、公衆衛生学・生命倫理)

## 1. はじめに

本稿は、被疑者から採取した試料によるDNA型データを、本来の採取目的であった事件に関する捜査および訴訟手続きの終了後も、当局が継続的に保有し続けることの是非について争われた案件における、2008年12月のヨーロッパ人権裁判所（以下、人権裁判所）の判決「SおよびMarper対イギリス判決」<sup>1</sup>を紹介するものである。

DNA型データは個人識別に利用することができる。これは、DNA配列を構成する4種の塩基の配列順序のうち、個々人によって異なる部分（多型）に注目した用途であり、配列自体の違い（配列多型）、同じ配列の繰り返し数（鎖長多型など）に区別され、主に後者に着目して個々人のDNA情報を分類する。この分類結果を「DNA型」といい、DNA型データはそれ自体、配列情報を数値や記号の羅列に置き換えたものにすぎない。犯罪捜査の過程で、個人から直接組織を採取する場合のほか、現場に遺留された体液や組織を用いて、該当するDNA配列部分を読み取る。犯罪捜査への利用は、1980年代にイギリスのレスター大学遺伝子研究所教授Alec Jeffreys氏によって提案された。

個々人に由来するDNA型データを大量に収集するDNA型データベースの構築は、特定人物について、その型データを現場遺留していた試料の型データと照合して、嫌疑がかかっている特定の事件との係わりを調べること（遺留照会）、過去の事件に関わっていなかったかどうか余罪を追求すること（余罪照会）、異なる現場の遺留品の試料間での照合を行うことで同一犯の可能性を推定すること（同一犯行照会）が主たる目的となる。

本稿で紹介する判例の一方の当事者であるイギリス政府は、DNA型データを利用した犯罪捜査データベースに関して先駆的な地位にあり、1995年に世界で初めてDNA型データベースの運用を開始した。これにもまして注目されているのが、その収載規模の大きさであり、人口の約7%に当たる個人約420万件（うち約90万人分が未成年時に収載されたもの）に達すると報告されている<sup>2</sup>。こうした状況は、本稿で紹介する判決の主論点であるイギリスの「1984年警察・刑事証拠法」<sup>3</sup>（以下、84法と略称）とその改正によって、犯罪捜査目的でのDNA試料の採取および保有の対象範囲が大幅に拡大してきたことに起因する。なお、84法の経過およびイギリスの個人データ保護関連法規については、他稿を参照されたい<sup>4</sup>。

ヨーロッパ評議会では、15年以上も前から警察活動におけるDNA解析の有用性とその展開の在り方に関する議論の蓄積があるが、この技術の一般人への適用が目的のもとに正当化されるかどうか、特に圧倒的な規模で展開していたイギリスの犯罪捜査DNA型データベースが争点となっていることもあって、判決が注目されていた。

## 2. 事案の概要

申し立ては、一旦は被疑者となったがその後刑事訴訟手続きが打ち切られて以降も（それぞれ無罪確定、不起訴）も、自身らの指紋、試料およびDNA型プロファイルが警察当局により継続して保有されていることが、ヨーロッパ人権条約（以下、人権条約）の第8条「私生活および家族生活の尊重を受ける権利」、および第14条（「差別の禁止」）が保障している権利の侵害を構成しているのではないかという点についてであった。第一申立人のS氏（氏名未公表、男性）は、11歳の2001年1月19日、強盗未遂の容疑で逮捕された。その際、指紋とDNA試料を採取された。彼は2001年6月14日に無罪が確定した。第二申立人Michael Marper氏（男性）は38歳の2001年3月13日、パートナーへのハラスメントの容疑で逮捕された。その際、指紋とDNA試料を採取された。公判開始前の2001年6月11日、検察当局は不起訴の通知を行い、この案件は審理入りしなかった。両申立人はそれぞれ採取された指紋及びDNA試料の廃棄を求めたが、現地の警察本部はいずれも拒否した。二人の申立人は、イギリス国内の法廷で訴えが認められなかったことから、ヨーロッパ人権裁判所（以下、人権裁判所）に個人申し立てを提起した。

### 1) イギリス：高等法院および控訴院

イギリス国内での訴訟の経過（高等法院、控訴院、貴族院）は以下のとおりである。人権条約の第8条および第14条、およびこれらをイギリスの国内法に導入した1998年人権法への違反が成立するかどうか争われた<sup>5</sup>。2002年3月、高等法院は両者の申し立てを退け<sup>6</sup>、続く2002年9月における控訴院の決定<sup>7</sup>も高等法院の判決を支持した（2対1の多数）。DNA試料の継続的保有の必要性について、高等法院の決定を支持した控訴院の裁判官Mark Waller氏の指摘をまとめると以下のようなようになる。

- ・指紋およびDNA型プロファイルに含まれる個人情報に極めて限定的なものである。
- ・一方、身体試料は、より個人性のある詳細な情報を含んでいる可能性がある。将来的な用途の拡大も見込まれ危険性も伴う。それゆえ型プロファイルの保有のみで目的が達成できるとする意見も理解できる。
- ・試料の継続的な保有には大きな利点がある。例えば「(a)DNA型データベースの完全性および将来的な有用性の確認が可能となる」、「(b)新規技術によるDNAマッチングの検出力向上を受けて、DNA型プロファイル改訂のための再解析が可能」、「(c)再解析および、他のDNAマーカーの特定によって、データベースの検索の速度、感度及び経費が改善される」、「(d)冤罪を把握するための再解析が可能」、「(e)解析又は手順上のエラーの特定を可能とするような更なる解析が可能」などである。
- ・試料の継続的な保有によるこれらの恩恵と、保有による危険性の均衡を図る際、現行の警察活動は、法に基づく活動であり、人権条約の規定を順守したものと判断できる。少なくとも犯罪の処罰及び防止という目的を達成することによる恩恵がこれらを凌駕すると考える。

一方、高等法院の決定に反対した裁判官Stephen Sedley氏は、警察本部長が有するデー

タ廃棄の権限は、良心的な熟考によりその個人が疑惑から無縁であると納得した場合には、たとえそれが現実には例外的であるとしても、原則どおり行使されるべきである（従ってデータや試料を廃棄する判断もあるべき）とした。また、試料の継続的な保有は、採取当初の予想以上の規模の情報を得られる可能性を維持するものであり、DNA型プロファイルの保有とは明確に区別されるべきであるとも指摘した。

## 2) イギリス：貴族院の反応

続く2004年7月、貴族院も申し立てを退けた<sup>8</sup>。主判断を下したJohan Steyn貴族院議員の指摘をまとめると以下のとおりである。

- ・84法が改正され、当局による試料やデータの継続的な保有が実現した背景には、議会を動かした市民の不安があること、廃棄されるはずだったにもかかわらず残存していた試料の解析によって犯人特定に至った事例があること。
- ・指紋及びDNA試料の継続的保有のみでは私生活への権利への介入を構成しないか、あるいは極めて限定的なものにとどまるため、人権条約第8条に反しているとはいえない。
- ・私生活への介入として指摘されている、試料やデータに関する将来の誤用や濫用のリスクは、現在の用途の延長線上に必然的に到来するとは限らない。
- ・将来の科学の発展によって、現在とは異なる用途での試料やデータの利用を必要とする場合が出てきても、法にもとづいて運用する限りにおいては条約第8条が求める「法にもとづき」の要件を満たしており、現行法では法執行の目的を「犯罪の防止や摘発に関連した目的」に限定している以上、用途が不当に拡大するとは考えにくい。
- ・本件の場合、試料やデータの保有が個人の私生活への介入を正当化する要素として以下のものが挙げられる。すなわち「(a)指紋及び試料が限定された目的でのみ保持されること」、「(b)指紋及び試料は犯行現場で同じものが検出されない限りは特に何ら意味を持たないこと」、「(c)指紋は公開されないこと」、「(d)継続的に保有されている資料からの個人の特定は専門家でないと不可能であること」、「(e)継続的な保有によるデータベースの拡大こそは重大な犯罪対策として極めて大きな利点となること」である。
- ・より介入の度合いの小さな代替手段、例えばデータや試料の継続的な保有の必要性について個別の案件ごとにその都度方針を検討する方式は支持しない。結局は、曖昧な根拠に基づく差別待遇であるとの訴えを惹起するに他ならない。むしろ、合法的に得られた試料をルールにより機械的に保有し続ける現体制こそが個々人の差別化をもたらさない方法である。また可能な限りデータベースを巨大化させることは警察活動についての一般的利益でもある。
- ・無罪にもかかわらず、捜査対象になったことをもってDNA型データベースに収載されることが、「他の一般の人との間に根拠なき差別化をもたらしている」との指摘は当たっておらず、人権条約第14条により禁止されている差別を構成しているとも言えない。申立人の主張する差別待遇とは第14条にある「地位」にもとづいたものではない。合法的に採取し保有している指紋や試料についての単なる経過上の事実の違いを反映したものであり、個人の個性に根ざした差別化ではないため、差別の有無を問う対象とは出来ないとする。

・データベースには、指紋や試料のデータベースの拡大によって重大な犯罪の防止や訴追、冤罪の回避などの一般的利益が追求できるという正当な目的が存在している。また、84法の規定は重大な犯罪への対応という正当な目的についての慎重かつ比例性をもった規定であることから、比例性原則の要件も満たしている。

一方、この多数派意見に対して、**Brenda Hale** 貴族院議員は、指紋やDNA型データの継続的保有は国家による私生活への介入を構成し、条約に基づく正当化事由が必要となると主張した。指紋やDNA型データは情報プライバシーとでもいう側面を持ち、また個人の遺伝的構成に関する情報は他の情報とは異なる性格を持つとした。また、彼女は、これらの継続的保有を正当化する際には、指紋とDNA型データは、個々人でこれらが全く異なっている点を挙げた。一方で、この事例においては、こうした個人の権利への介入は正当化しうるとする多数派意見には同調した。

### 3. 判旨

この申し立ては 2007 年 1 月に小法廷に割り当てられたが、小法廷は人権条約の規定を用いて大法廷に事案を回付し<sup>9</sup>、判断を委ねた。双方の主張内容および大法廷（以下、法廷）の判決内容は以下のとおりである。

#### 1) 条約第 8 条への違反について

##### ① 私生活の尊重の位置

申立人は、指紋、組織試料および DNA 型プロファイルは、自身の個々の同一性に決定的に関係するものであり、自身の管理下のもとにあるべき個人情報の一つであることから、これらの継続的な保有は、人権条約の第 8 条が規定する「私生活が尊重される権利」への介入に当たると主張した。申立人は、これらの生体情報の採取は常に第 8 条に触れるとした当初の主張を撤回する一方で、個人情報を多く含むこれらの試料やデータが継続的に保有され、他者の関与が可能な形式で、もとの個人の恒常的な管理外に置かれることが問題である、と主張した。特に第一申立人のような未成年の場合、こうした継続的保有が喚起する社会的スティグマや心理面への影響の発生、実際に起こった私生活への介入の影響を強調した。

一方、イギリス政府は、個人の特定が可能な指紋、DNA 型プロファイルおよび試料が、データ保護法が定義するところの「個人データ」に該当することまでは認めていた。一方で、法の規定、および DNA 型ファイル作成の技術的プロセス、得られた DNA 型プロファイルの性格によって、試料やデータの用途の範囲は、明確かつ整然と制限されていると主張する。よって、この用途に沿って継続的な保有が実施されることは、条約第 8 条第 1 項による「私生活が尊重される権利」に触れることはないとした。すなわち、「データを最初に収集する場合と異なり、保有を継続すること自体は人間の身体的、精神的な一体性への介入には当たらず、また他者との関係性の構築・発展にかかわる権利<sup>10</sup>、自己決定権などを侵害する可能性はない」（§63）とする。

法廷は、「私生活」の概念が広範に及ぶことを過去の判例<sup>11</sup> およびデータ保護条約第

6条を例に挙げて示した上で (§66)、申立人が懸念する諸方面への影響を「個人の私生活」の観点から支持し、こうしたデータの継続的な保有は第8条に規定する「介入」を構成すること、またこれは保有の用途によってこの方針が影響を受けることはないとした過去の判例を強調した。そして、「当局により継続的に保有している個人情報に私生活に関するものが含まれるかどうかの判断に当たって、情報が記録され保有された個々の状況、記録の性格、利用や処理の方法、得られる結果を慎重に顧慮する」 (§67)との観点から、最近の類似する事例、特に Van der Velden 対オランダ訴訟<sup>12</sup>によって提起されている個人情報の将来的な利用可能性を重視して、私生活を尊重される申立人の権利への介入の問題について、指紋、DNA型プロフィール、組織試料のそれぞれについて判断を示した<sup>13</sup>。

## ② DNA型プロフィール、型データ

イギリス政府は、DNA型プロフィールは、身体組織試料とは異なり、個人を識別するための数字や記号の羅列にすぎず、本質的には個人や個性を脅かすような情報は含んでおらず、DNA型データベースは、こうした型プロフィールの集積を犯行現場から得られた資料と照合するためのものであり、個人が特定されるようなことは試料がこのデータベースに入るような場面が発生した場合のみであると主張した。また、用途の拡大可能性として申立人が指摘した、既存の型プロフィールを用いた近親者探索 (familial searching) の実施は、極めて稀な場合に厳格な管理の下に実施されることを強調し、指紋、DNA型プロフィールおよび試料が個々人の行いに関する主観的な解釈を生み出す可能性や、個々人の認識やその評価に影響するというようなリスクはないと主張した。こうした継続的な保有が条約第8条第1項の方針に該当するものであったとしても、そのことによる不利益の規模は極めて限定的なものであり、私生活への介入を構成することはないとした (§65)。

法廷は、こうしたDNA型プロフィールは、「組織試料から抽出した個人情報の一部がコード化された形で収められたもの」であるが、こうした型自体にも特有の個人データが相当含まれていることを認め、これらの処理の仕方によっては、当局が中立的な個人特定以上のものを手に入れる可能性も否定できないとして、イギリス政府の「単なる数値の配列、あるいはコードにより表現される客観的で解釈のしようもないもの」とする表現を退けた。法廷は、イギリス政府がこうした型プロフィールを用いて、近親者探索を実施してきた実績があることに触れ、DNA型プロフィールは個人間の遺伝子配列の類似性について特定する能力を備え持っており、こうした型プロフィールの継続的な保有は関連する個人間の私生活が尊重される権利への介入を構成するとした。また、この見解は、イギリス政府が主張するような、近親者探索の実施頻度が少ないことや、この方式に関するセーフガード、および個々の事例における不利益の程度、技術管理や解釈できる人員が限定されていることによって正当化されるものではないとした (§75)。さらに、法廷は、DNA型プロフィールを処理することで、当局による民族出自の推定に利用される可能であり、事実、警察による調査にこの手法がとられた経緯がある点に注目し、DNA型プロフィールは継続的に保有されることで、よりセンシティブな性格を強め、私生活の尊重の権利への影響の危険性を高めるとした。

## ③ 組織試料

申立人は、採取された組織試料の継続的な保有は、それらが個人およびその近親者の遺伝情報を完全に含むものである以上、第8条が保障する権利への介入の程度が際立って大

きい点を強く指摘した。具体的には、こうした情報は本来的にはその個人に帰属すべきものであって、私的なものであり続けることから、本人の許しがなければ他者とやり取りされたり、他者によりアクセスされてはならないということが保障される必要があるとし、試料が実際にそこからの情報の抽出に利用されたか否か、あるいは実際に悪影響を及ぼす事例を引き起こしたか否かは論点にならないとの指摘である (§62)。

人権裁判所による最近の判断<sup>14</sup>では、「組織資料の特に将来的な用途の広がり を考慮して、継続的な保有が自動的に展開されることは、私生活が尊重される権利への介入を構成するほどの効果を持つ」と考えられてきた。これについてイギリス政府は、そうした試料の利用は理論上の憶測であり、現時点で権利への介入を構成しているとは言えないと批判した (§70)。

法廷は、「当局によって継続的に保有されている個人情報 の将来的な用途について、個人が有する懸念は正当なものであり、そのことが介入を構成するかどうかの決定に影響する。遺伝子に関する知識の蓄積及び情報技術の急速な展開を考慮すれば、人権裁判所としては、現在の個人の想像範囲を越えて、私生活が遺伝情報と緊密に結び付けられる形で不利益を被る可能性を軽視することはできない」 (§73) として、将来の用途が明確化されていない試料の継続的な保有による私生活への影響を認めた。これに加え、試料が、個人の健康に関する情報など、多くのセンシティブ情報を含んでいる側面にも注目し、特に試料に含まれる遺伝子配列情報が個人のみならずその近親者にも関係する点を挙げ、私生活への影響の高さを示した。「組織試料に含まれる個人情報の性格及び量に鑑みて、これらの継続的な保有自体については、関連する個人の私生活を尊重される権利への介入とみなさざるをえない。こうした試料からごく一部にせよ実際に情報が得られたか否か、当局による DNA 型プロファイル作成に利用されたか否か、個別具体的に切迫した脅威が発生したか否かによって、この結論が左右されることはない」 (同)。

これらの観点から、法廷は、組織試料、DNA 型プロファイルは共に、人権条約第 8 条第 1 項に規定するところの、申立人の私生活の尊重の権利への介入を構成するとした。同 8 条 2 項は、こうした介入が正当化され、私生活への尊重の権利が制限される場合に関する規定であり、今回のイギリス政府の主張がこうした正当化の対象となるかどうかが続いて論点となった。

#### ④ 国家の介入と「評価の余地」

イギリス政府は、本件の活動は、DNA 型データベースに関する共通基準が不明確であるとして、「評価の余地」理論<sup>15</sup>にもとづいて国家の裁量が広く認められるべきであるとする立場から、試料やデータの保有が法にもとづいて展開され、第 8 条第 2 項のもとに認められる介入であると主張した。特に 84 法の第 64 条では、指紋および試料の採取に関する詳細な権限と制限が示され、かつ訴訟の結果にかかわらず当局が継続的に保有する可能性があることが明記されているとして、この規定によって一連の活動は授権かつ規制されているとする。「現代社会における犯罪やテロリストにおいて大きな威力を発揮」し、一方で、「無罪の人を調査対象から外し、訴追方針の修正、免罪防止にとっても大きな恩恵をもたらす」 (§91) など、データベースの全体的な利点を強調した。一方、申立人は、イギリス政府が主張する試料および DNA 型プロファイルの利用目的として掲げる「犯罪の防止あるいは摘出の目的」「違法行為の捜査」「追迫」は曖昧であり、濫用を防ぐ基準

が無い以上、第8条の2項のもとには正当化できないと主張する。また、警察以外の国内団体・組織にも利用される場合が考えられること<sup>16</sup>、海外の当局のデータベース<sup>17</sup>とも連結していることなどを考慮すると誤用や濫用を防ぐ体制が脆弱であり、こうした現状において無期限に保有を継続することは、犯罪の防止目的に照らして必要な不可欠なものとして正当化することはできないとした<sup>18</sup>。

法廷は、権利に対する制約が認められる条件としての明確な法の存在とその法のアクセス可能性や効果の予測可能性<sup>19</sup>を確認したうえで、イギリスの法執行状況を検討した。まず、申立人らの指紋やDNA記録の継続的保有が国内法にもとづいて執行されていることを認定し、保有の決定については保有の継続を判断する裁量規定などが存在し、この点を不明確と指摘した申立人の主張を退けた (§97)。一方で、保有されている試料や情報の利用については、法の文言が一般的な表現（「犯罪の防止や摘発」「犯罪捜査」「訴追」）にとどまり、申立人が主張するように、広範な拡大解釈の余地を残している点を認めた。また、判例を引用し<sup>20</sup>、盗聴や内偵、秘密情報の収集などの場合のように、手段の範囲や実施を統制する明確で詳細な方針、とりわけ継続、保管、用途、第三者によるアクセス、データの精度と守秘を確保する手順、破棄に関する最低限のセーフガードを設け、濫用や恣意的判断のリスクを回避できる十分な担保がなければならぬとした。

ここで、法廷は、第8条第2項による介入の正当化の充足を判断するために、2項の規定要素である「目的の正当性」、および「民主的社会における必要性」をそれぞれ検討した。まず、人権裁判所は目的の正当性についてはイギリス政府の主張を支持した。「指紋及びDNA情報の継続的保有は国内法の目的、すなわち犯罪の防止に適ったものであるとするイギリス政府の主張に同意する。こうした情報を採取すること自体は特定の人物と特定の犯罪との関係を調べるためのものであり、継続的な保有の目的はその後起こる犯罪行為において本人特定を容易にするためというより広い目的を達成することができる」 (§100)。

民主的社会における必要性については、「切迫した社会的必要性」に対応するため、特に達成される法の目的との均衡があり、当局によって示された正当化事由が「関係性があり十分なものである」場合において、介入的活動は法の目的のもとに正当化されるとの視点を示し (§101)、国家による評価の余地は、人権条約に規定される諸権利の性格、個人にとっての重要性、介入的活動の性格および介入の目的など、多方面の要因によって決定され、変化するとした (§102)。「個人が享受する権利が切実で重要なものであるほど、国家の評価の余地は狭くなる」「個人の存在や同一性といった特に重要な点については、判断に関する国家の評価の余地は制限される」「一方、ヨーロッパ評議会の加盟国間で、関連する利益の相対的な重要性やこれらの保護の在り方についてのコンセンサスがない場合、こうした評価の余地は広がる」(同)。

個人データの保護については、「私的生活および家族生活について個人が享受する権利として極めて重要なものであり、人権条約第8条によって保護される。国内法は、こうした個人データの利用が条約の規定に反したものにならないよう、適切な措置を講じるものでなければならぬとされ、こうした措置の必要性は、警察活動の用途に限らず、個人データが自動処理を伴って利用される状況において重要視され、継続的に保有されている個人データがその誤用や濫用から保護されるような措置も講じられなければならない」

(§103)。「データ保護条約の第6条に設定されているセンシティブ情報、警察活動用途とするDNA情報についてはより厳格な管理が必要である」(同)。「指紋やDNA情報といった個人データの保護に関するデータの主体およびコミュニティの利益を、犯罪防止という法益が凌駕する場合(データ保護条約第9条)もあるが、情報の本質的に私的な特性について、関係する個人の同意なしに、継続的保有や利用についての権限を各国が行使することについて、綿密な吟味が必要である」 (§104)。

法廷は、組織犯罪、テロ対策に最新の科学技術の利用は不可欠であることを認めつつも、その利用の範囲は明確なものでなければならないとする (§105)。その際、この領域での情報の「保有」が、条約の規定に照らして総じて正当化できるかどうかではなく、この案件の申立人らのように、嫌疑がかかったが有罪とならなかった個人の指紋やDNA型データが、無期限に保有され続けることが、人権条約の第8条(2)に照らして正当化されるかどうかを出発点とする。人権裁判所は、ヨーロッパ評議会によるデータ保護条約<sup>21</sup>、閣僚委員会の1987年<sup>22</sup>および1992年<sup>23</sup>の勧告において、データの保有がこうしたデータが収集された目的に対応していること、維持する期間が明確に設定されていることを強調すると共に、ヨーロッパ評議会に加盟する他の国家の規制動向について述べ、被疑者からの試料の採取は必要最小限の場合に限り認められていること、DNA型データベースを運用する加盟国ではその圧倒的多数が、無罪確定や不起訴が決まった場合、一定期間のうちに試料およびこれらによるDNA型プロフィールの廃棄を要件としていることを指摘した (§108)。また、被告国たるイギリスにおいても、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドとは異なる基準のもとにDNA型データベースを運用しているスコットランドでは「性犯罪など一部の犯罪について、起訴されたが有罪とならなかった成人のDNA試料やデータの保有期間は3年間とすること、裁判所の許可により2年間の延長が認められること」など保有および廃棄要件を明確化している事実を指摘した<sup>24</sup>。法廷は、これらの観点に照らして、本件に関するイギリスのイングランド、ウェールズおよび北アイルランドの基準は他に例を見ない特異なものであるとした (§110)。

#### ⑤ 介入の正当性に関する比例性判断

イギリス政府は、この制度の運用が2001年以降相当の成果を上げているとして、多くの統計資料を提出した<sup>25</sup>。一方、申立人は、こうした実績統計について異議を唱え、「試料と特定の人との関係が明らかになったからといって、その個人の有罪が確定するわけではない」、「事件解決に寄与したとする評価には時間がかかる」、「試料やデータの無期限の保有によってのみ目的が達成されるわけでもない」として、政府が示す実績は過去の現場試料が有効に活用できた結果であり、嫌疑を受けた者から網羅的に試料を収集し、無期限に保有し続けることによってのみ達成できる成果とは言えないとした。

法廷は「イギリス政府が示したDNA型データベースの運用実績に関する統計資料等は印象深い」 (§115)、「人権裁判所は、データベースの拡大が犯罪の摘発および防止に貢献してきたことは認める」 (§117)とデータベースの量的拡大のもつ意義と威力に理解を示しつつも、「イギリス政府が目指す成果目標について、有罪とならなかった個人から採取した試料やデータをも無期限に保有し続けることが必要不可欠のものであるのかどうか、イギリス政府側は立証出来ていない」とした(同)。また、現状の保有形態には、犯罪の内容による区別、時間的制限、離脱の方法がなく、保有の実態を評価し正当性を担保でき



るような独立した評価の仕組みもない点など、イングランド、ウェールズの実施基準は「包括的で見境がない」もの (§119) であり、実際に個人のデータや試料を利用する場面の有無にかかわらず、保有状況のみをもって、私生活への個人の権利を明確に侵害するとした。

また、法廷は、情報プライバシーへの侵害とは別に、「保有され続けている」という事実がもたらす個人および第三者の受け止め方への影響について、申立人の主張を支持した。

「特に、申立人の立場にこうした情報が保有されていることの実事がもたらすスティグマ化の影響は特に懸念されるべきことであり、罪をなしていないにもかかわらず、罪を得た人と同じ扱いを受けていると受け取られる可能性がある」 (§121)。また、人権条約のもとにすべての人に適用される推定無罪の原則には、無罪が確定した後にはその事案についていかなる嫌疑もかけないとする原則も含まれるとして、「特定の個人に関するデータを保有することが直ちにその個人に嫌疑がかかっていることと同義ではないが、無罪とは扱われていないかもしれないとする受け止め方をすることは自然であるだろう」 (§122)。法廷が、こうした社会との一体性、人生経過における障害となり得る可能性について指摘した背景は、何よりも第一申立人が未成年であったことが大きいといえる。法廷は、1989年の国連子どもの権利条約の第40条（刑事訴訟における未成年者のプライバシーの保護）を引用し、当局によるデータの保護保有によって未成年者が不利益を被らないよう特別の保護措置こそ設けられなければならないと指摘した (§124)。

## ⑥ 第8条違反の構成について

結論として、法廷は、人権条約第8条第1項の権利を制約する介入の正当化について、嫌疑をかけられたが有罪には至らなかった申立人らのような個人の指紋、組織試料およびDNA型プロファイルを継続的に保有している状況の「網羅的で見境のない性格」(blanket and indiscriminate nature) は、公私の利益の均衡を欠いたものであり、こうした保有のあり方は、私生活の尊重に関する申立人の権利への不釣り合いな介入を構成し、民主的社会において必要不可欠なものとみなしえないとして、人権条約第8条違反を構成すると全会一致で結論した (§125)。また、こうした状況は、試料や情報の管理体制の充実といった次元での対応で正当化されるものではないと付記している (§126)

## 2) 人権条約第14条（差別の禁止）について

申立人は、有罪確定を受けていない者の試料が廃棄されることなく、法の規定に基づいて保有され続けていることは、「同様の状況にある他者 (others in an analogous situation) と比して差別的な扱い」と指摘した。一方、イギリス政府側は、「条約の第8条のもとで正当化できる保有活動である以上、第14条も適用されない」、「第8条の議論にかかわらず、申立人の状況と似た状況にいた人々はすべて同じ扱いを受けることになっていること」から、そもそも申立人が警察による試料の採取を受けていない人や試料の自主的な提供を行った人との比較は成立せず、扱いに差異があるとはいえないとした。また、申立人が指摘している扱いの差異は、地位や個人の特性にもとづく差別化ではなく、あくまで客観的な経過にもとづく区別によるものであって、扱い上の差異は客観的に正当化できるものであり、かつ各国の評価の余地におさまるものとした。法廷は、すでに示した「申立人の指紋、組織試料およびDNA型プロファイルの継続的保有は条約第8条に違反している」という結論で本件は充足されるものであり、特に第14条に特化した判断は

示さなかった。

### 3) 精神的損害、訴訟費用について

申立人は、人権条約の第 41 条の規定（「法廷がこの条約またはこの条約の議定書の違反を認定し、かつ、当該締約国の国内法が部分的な賠償がなされることしか認めていないときは、裁判所は、必要な場合には、被害当事者に正当な精神的満足を与えなければならない」）を用いて、私的な情報が国家によって不正に維持されてきたことを知ったことによる苦痛や不安、およびこの問題を法廷で追及する必要によって引き起こされたストレスに関連して、精神的損害として 5000 ポンドの賠償を求めた。一方、イギリス政府は、侵害事実の認定それ自体によって両申立人の要求の満足は得られるのであり、個人情報の利用や開示が実際に発生した場合についての侵害が論点になっているような場合とは、明らかに区別されるべきであると主張した。

法廷は、人権条約の第 46 条に関するイギリス政府が果たすべき責任、すなわち閣僚委員会の監督のもとに申立人および他の人々について私生活を尊重する立場からの権利保障を確保する義務を果たすために適切な一般的措置および個別の措置を実行する今後の役割を確認した上で、人権条約第 8 条の侵害を認定したことによって申立人の満足は得られたものとして、申立人による精神的損害の賠償請求を退けた。一方、訴訟費用については、申立人が主張したうち、法廷が合理的な費用として判断した総額 42,000 ユーロの支払いを命じた。

## 4. 判決の意義

人権裁判所が、「S および Marper 対イギリス判決」において示した判断は、第一に、世界に類を見ない規模で展開するイギリスの国家 DNA 型データベースのあり方が、ヨーロッパ人権裁判所という、条約締約国に影響力を有する人権救済機関で争われたこと、第二に、DNA 型データベースについてのヨーロッパ人権条約の規定に照らした判断、とりわけ介入の正当性について比例性原理の適用による評価が行われた点から、注目される。本稿は速報的な解説の要素もあることから、イギリスにおいてこの判決の影響による具体的措置がとられたのか、または立法活動にどのように影響したのかといった点に言及することは時期尚早である。但し、犯罪捜査データベースをめぐる社会的な議論に新たな検討材料を提示したことは間違いない。また、研究活動の文脈で採取された試料を捜査目的に転用することの是非に関する議論<sup>26</sup> など、人の試料の長期保存と人権という広い文脈において、将来にわたって引用されるだろう。

筆者は他稿で、この種のデータベースの特徴について、各種のデータを試料と共に継続的に保有かつ蓄積し、多種のデータベースとも連結することによって、従来では予定されなかった用途をむしろ積極的に開拓し、探索する基盤としての性格を持つことを指摘した<sup>27</sup>。それゆえ、明確な制限がない状況では、データベースの用途はその拡大によってこそ価値を高める。一方、DNA型データベースにおいては、①対象者、②採取に必要な手続き、③収集する情報、⑤保持期間、⑥利用者と利用内容、⑦運用に関する公開性や外部評価、⑧情報や試料が利用される国・地域、⑨証拠能力の限定等、多くの論点が挙げられる。DNA

型を利用した犯罪捜査データベースを世界に先駆けて展開してきたイギリスは、前例のないこうした多くの政策課題を克服する論理を構築しなければならない。

この判例の論理展開自体は、1976年のHandyside対イギリス判決<sup>28</sup>などの判例で蓄積されてきた、ある権利の制約が「民主的社会において必要」かどうかの判断、すなわち権利の制約が「遂行される正当な目的と釣り合うものかどうか」、「理由に関連性があり、十分なものかどうか」を問う、比例性原理の古典的な定式に拠る。注目される点として、人権裁判所は、イギリス政府がこうした先駆的な地位やDNA型データベースの機能の重要性を認めつつも、共通基準に乏しい問題への「評価の余地」を前面に出すイギリス政府に対して、「新しい技術の開発において先駆的な役割を自任する国家は、関連する権利間の均衡を図る特別な責任を有すると考える」（§112）と戒めている個所である。この判決の意義は、イギリス政府による先駆的活動ゆえの裁量を全否定するのではなく、こうした活動には付随すべき責任が伴うことを指摘することにより、イギリス政府が主張する「評価の余地」を婉曲的に退け、先駆的な活動は社会、倫理的な配慮を備えるべきとする、補完的立場から方針修正の論拠を引き出したといえる。

一方、人権裁判所の判決で深く議論されなかった点として、犯罪捜査データベースと人権条約第14条における「差別」がある。本来、これは「ユニバーサル・データベース構想」との関連から注目されるべきテーマであった。イギリスにおける84法に関する2001年及び2003年の法改正は、早くから「DNA型プロフィールを多用してすべての国民を鑑定してしまおうとする圧力がある」<sup>29</sup>と指摘されてきた。「ユニバーサル・データベース」とは、データベースを全国民レベルで展開すれば、採取・保有の基準の設定に関する公平性の議論を一気に省略でき、現行の基準で黒人男性など特定の有色人種が際立って多いことに起因して、今後の捜査方針自体が特定の人種に偏向して展開することもなくなるとする主張によるものである<sup>30</sup>。

政府がこうした全国民データベース構想を公式に示したことはないが、データベースが量的に拡大することの利点は裁判中も一貫して主張し続けてきた。「こうした保有は、申立人の犯行への関与やその傾向についての嫌疑に根ざしたものではなく、また過去の犯行に関する記録という主旨のものでもない。これらの記録の維持は、そもそも警察が合法的に所有しているものであり、かつこれらの保有が将来的にはデータベースの規模を大きくさせることによって犯罪全体の防止および摘発を補助するためのものである。継続的な保有がスティグマを引き起こすことはなく、犯罪現場のプロファイルと一致しない限りは申立人にとって実際の影響はない。そのため個人の権利とコミュニティの総利益との均衡ははかられており、国家の「評価の余地」（締約国の裁量権）の範囲内の議論であるはずだ」（§88）。これについて、人権裁判所は、罪の有無にかかわらず採取を実施している一方で、自発的提供者については個人の要請に応じて試料を廃棄するとする84法第64条第3項の存在と矛盾していると指摘するにとどめた（§123）。この判決を受けたイギリス政府の声明（後述）でも用いられた「公平性」が、今後の方針策定でどのような意味を持つのか、興味深い点である。

この判例には、イギリスの代表的な生命倫理政策検討組織であるナフィールド生命倫理評議会（Nuffield Council on Bioethics）<sup>31</sup>の2007年の報告書（『生体情報の犯罪捜査目的での利用：倫理問題』）<sup>32</sup>の影響を随所に見ることができる。特に第4章「刑事捜査」

における「DNA 型プロファイルや生体試料の保有は、こうした生体情報の採取よりも一般的により論議を呼ぶものであり、生体試料の継続的な保有は、要約した DNA 型プロファイルや指紋よりもはるかに大きな倫理的懸念を惹起する」（54 頁）、「容疑の段階あるいは有罪が確定した段階にかかわらず、犯歴登録犯罪により逮捕された人々から採取された指紋や試料、DNA プロファイルを、無期限に保有しつづけている現在の状況を正当化するような満足のいく実証的な根拠がない。」（同）、少数民族集団への注目（56 頁）、「年少者の生体情報を恒久的に保有する方針については、1989 年の国連子どもの権利条約の要件に照らして大きな懸念がある。」（57 頁以降）、第 6 章における「配列情報を共有する者から近親者の家系をたどり容疑者特定の手がかりに利用する追跡手法（Familial DNA Searching）」、「保有された試料やデータを用いた民族属性や行動科学的な推定への利用」（82 頁以降）は、ほぼそのまま引用されているとよい。生命倫理検討組織の勧告が判例に大きな影響を及ぼしたことは特筆すべきことであるが、申立人が国家を相手取って訴訟活動を展開する際に、こうした政策シンクタンクにおける議論の蓄積や政策資料を利用できる状況にあった点が何よりも注目されるべきである。

この判決の直接的な効力として、イギリス政府はこの判決を受けて、条約の締約国としての対応を実施していく責任を有する。早くも 12 月 16 日には、内務相が今後の方針を表明している<sup>33</sup>。そこでは、犯罪捜査を容易にするのみならず、無罪の人々を捜査対象から外すことの利点を強調するなど DNA 型データベースの意義を改めて唱えた上で、①重大な罪を犯した人々については保有体制を引き続き強化すること（過去の犯行や海外での犯行についても今後は収載する方針を明確化すること）、②子どもを含むその他の人々については現在の体制を見直すこと（尚、このスピーチにおいて 10 歳以下の子どもの 70 件の資料を直ちに廃棄することが示された）、③特に未成年者についてはさらに年齢区分に応じた管理体制を検討すること、④試料の保有のあり方について検討することとしている。「DNA 犯罪捜査はわが国が世界に誇るべき技術」であり、今後は「柔軟性と公平性を高め、年齢、リスクおよび違法行為の内容などにより類型化されたアプローチ」をとることを表明している。具体的な方針案は 2009 年中に公表される白書の中で明らかにされる予定である。

## 5. 日本への示唆

日本の警察庁における DNA 型鑑定は、1989 年に始まったとされ<sup>34</sup>、以後、利用件数は急増している。2005 年には「DNA 型記録取扱規則」（平成 17 年国家公安委員会規則第 15 号、一部改正：平成 18 年国家公安委員会規則第 27 号）、および細則として DNA 型記録取扱細則（平成 17 年警察庁訓令第 8 号）が制定され、この年より DNA 型データベース（「DNA 型記録検索システム」）の本格的な運用が開始された。2006 年の DNA 型鑑定事件数は 1 万 1,819 件と、2005 年に比べ 6,068 件（105.5%）増加しており、余罪照会により被疑者が確認された事件数（681 件）も 2005 年に比べ 530 件（350.9%）増加した<sup>35</sup>。ただ、規模としてはアメリカやイギリスと比べると極めて小さく、たとえばこれらの国が数百億円をかけて運営しているのに対して、警察庁での基盤整備予算はそれぞれ数億円（平成 19 年度予算：約 4.3 億円、平成 20 年度予算：5.2 億円）にとどまっている。

## 1) DNA 犯罪捜査の位置づけ

イギリスと日本の規制状況の相違点として、イギリスでは DNA 試料の採取および保有に関する規定が 84 法に明記されている一方、日本の刑事訴訟法では DNA 試料の採取についての明確な規定がなく、主たる論点として、第 218 条第 2 項の規定において「裁判官の発する令状」を必要とする「差押、搜索又は検証」にこれが該当するか否かの位置づけが完了していない点、採取後の試料やデータの継続的な保有、用途および廃棄に関する政策方針が明確でない点、抽象的な嫌疑によって試料やデータを採取および保有することと憲法第 35 条との整合性<sup>36</sup>などが挙げられよう。保有の終了として、国家公安委員会規則は、「型データの関係者の死亡」「保管する必要がなくなったとき」の際に被疑者から採取した DNA 型記録を廃棄できるとしているが、これらの条件は共に曖昧である<sup>37</sup>。現行法は「採取」以降の資料の用途については沈黙しているが、同種の問題は、現在の刑事訴訟法における指紋の採取後の取り扱いにも共通する問題点である。公権力を行使して鑑定を実施する犯罪捜査に、将来の犯罪捜査の目的での試料の採取や保有が含まれるかどうかは、令状主義を原則とする刑事訴訟法のもとに議論される点であるのみならず、国家の行政警察機能にも関わる問題である。

## 2) 検査部位数の設定

日本の犯罪捜査 DNA 型データベースの特徴の一つとして、採用されている部位及び検査手法の数の多さを指摘できる。全 17 種の部位等について実施する鑑定手法は、確認できる限り、各国の国家犯罪捜査 DNA 型データベースの中で最も多い<sup>38</sup>。1990 年の足利市幼女殺害事件など、過去の審理において DNA 鑑定の識別能力が争点となったことから、精度を上げることによって証拠能力を高める<sup>39</sup> 目的が背景にあると思われる。また、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロを受け、2003 年 5 月に開催された G8 司法・内務閣僚会議において、各国が DNA 犯罪捜査に対応して情報収集力を高め、共同で取り組むことが確認され、この種のデータベースの設置が国際的な要請とされていることもあって、海外の DNA 鑑定で採用されている部位を網羅できるよう設定したとも考えられる。本稿で概観した判例では、DNA 型プロフィールについても人権条約の第 8 条に規定する私生活の尊重の権利に照らした取り扱いを求めた。日本では、法律に明確な規定を置くことなく、部位数や検査手法を増やしてきた経過があるが、今後もこうした意思決定が支持されるとは言い難い。通常、この種の検査部位の設定は「タンパク質に翻訳されない非コード配列」である「イントロン」領域に設定されることとされ、こうした領域における鑑定対象の部位が個人のセンシティブな遺伝情報を産生しないことが前提視されてきた。ただ、こうした前提が万能でないことも指摘されている。例えば、警察庁が採用している 9 種類の DNA 型検査のうち、TH01 型には遺伝に関するプロモーター機能が含まれているという指摘がある<sup>40</sup> ほか、1 型糖尿病との関連が示される部位も含まれているとされる<sup>41</sup>。また、近年では、こうした静的な「イントロン」像が見直され、身体活動に積極的な役割を担っている部分が含まれていることも報告されるようになった<sup>42</sup>。こうした新知見は、DNA 鑑定における今後の検査部位の設定、あるいはその妥当性の説明に影響する可能性がある。

### 3) 身体的特徴を推定する目的での研究活動への利用

犯罪捜査において、髪や肌の色など、身体的特徴を把握することは最も古典的な手がかりの一つであることもある。それゆえ、DNA 配列から、個人に関する少しでも多くの情報を得ようとする動きは必然的に強いものとなろう。イギリスでは、犯罪捜査のために DNA を利用した身体形質の推定が重点課題として挙げられており<sup>43</sup>、たとえば赤毛を推定する識別技術は 2001 年より開始されてきた<sup>44</sup>。日本でも、たとえば 2000 年の世田谷一家殺害事件では、DNA 試料を利用して民族出自に踏み込んだ分析をしていることが報じられている<sup>45</sup>。一方、遺伝学的知見が個人（個体）差、集団差に着目して発展してきた性格上、知見を特定の目的で利用する際には、個人や集団の差別やスティグマの問題を惹起する恐れがつきまとう。日本政府は、民族識別に関する DNA 指標の研究事業<sup>46</sup>を実施した経過があり、「通常は損傷の激しい遺体について使われる民族識別を犯罪捜査に応用する試み」「外国人を社会・経済問題のスケープゴートとする風潮に同調するもの」として海外の高い関心と呼んだ経緯がある<sup>47</sup>。今後は、こうした研究用途での利用の方針設定や活動の評価に関する議論も論点になるだろう。

## 6. まとめ

本稿は、2008年12月ヨーロッパ裁判所判決を速報的に紹介することに重点を置いた。日本でもDNA型データベースの利用がますます活発になることが予想される中、データベースの利用範囲や目的、管理運営主体のあり方についての議論が求められるようになるだろう。また、DNA型データベースは、司法警察による捜査を支援する機能のほか、訴訟における立証や鑑定に際する素材の提供、あるいは被告の冤罪を立証したい弁護側にも利用される基盤になり得る。それぞれの状況において、裁判所はどう関与し、警察はどこまで裁量を持つのか。各国の「警察」の司法警察、行政警察、あるいは公安当局はそれぞれの役割に照らして、どのような権限に立脚してこの技術を利用していくのか。世界の動向を観察しつつ、次なる検討の課題としたい。

### 付：ヨーロッパ人権条約（人権および基本的自由の保護のための条約）

署名公開1950年11月4日、効力発生1953年9月3日

#### 第8条（私生活および家族生活が尊重される権利）

- 1 すべての者は、その私的生活、家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。
- 2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による介入もあってはならない。

#### 第14条（差別の禁止）

この条約に定める権利および自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、民族的少数者への所属、財産、出生または

他の地位等にいかなる差別もなしに、保障される。

(戸波江二、北村泰三、建石真公子、小畑郁、江島晶子『ヨーロッパ人権裁判所の判例』、信山社、2008年の該当部分 [492-493頁] より引用。)

### 〈注〉

- 1 S. and Marper v. The United Kingdom 30562/044, December 2008, BAILII, [2008] ECHR (GC) 1581.
- 2 庶民院 2008 年 10 月 27 日における Meg Hillier 内務省政務次官の回答 (Column 676W ~679W)。
- 3 Police and Criminal Evidence Act 1984 (Ch 60).
- 4 拙稿「イギリス～立法の経緯」(Studies 生命・人間・社会第 7 号『犯罪捜査における DNA データベース イギリス、アメリカ、カナダと日本の比較研究』) 35-50 頁、2004 年。イギリスのデータ保護法については、財団法人バイオインダストリー協会 (経済産業省)『平成 16 年度 バイオ事業化に伴う生命倫理問題等に関する研究』、2004 年および科学技術文明研究所『医学研究における個人情報保護の在り方』(政策提言 2 号)、2005 年を参照されたい。
- 5 人権法 (Human Rights Act 1998 (c. 42)) 第 6 条にもとづき、当局に対して人権条約が規定する権利 (“the Convention rights”) を保護することを求める規定。
- 6 S. v. Chief Constable of South Yorkshire & Anor [2002] EWHC 478 (Admin) なお、イギリスの判例情報は「BAILII」を利用して入手し、中立の言及方法をとった。
- 7 Marper & Anor v. Chief Constable of South Yorkshire & Anor [2002] EWCA Civ 1275
- 8 LS v. South Yorkshire Police (Consolidated Appeals) [2004] UKHL 39
- 9 人権条約第 30 条 (大法廷への回付) および規則第 72 条。小法廷に係属する事件が条約またはその諸議定書の解釈に影響を与える重大な問題を生じさせる場合または小法廷での問題の決定が以前に行った判決と一致しない結果をもたらす場合には、小法廷は、当事者の双方が賛同した場合には、判決を行う前のいずれのときでも大法廷に当該事件を回付することが出来る。
- 10 "right to personal development"と表現されている。
- 11 Pretty v. the United Kingdom, no. 2346/02, § 61, ECHR 2002 III, 35 EHRR 1; Y.F. v. Turkey, no. 24209/94, § 33, ECHR 2003 IX, 39 EHRR 34 (私生活は個人の身体的、精神的なインテグリティを広く含む); Mikulić v. Croatia, no. 53176/99, § 53, ECHR 2002-I, BAILII: [2002] ECHR 27 (個人の身体的、社会的な同一性の多様な側面に関係する); Bensaid v. the United Kingdom, no. 44599/98, § 47, ECHR 2001, 33 EHRR 10, I; Peck v. the United Kingdom, no. 44647/98, §57, ECHR 2003 I, 36 EHRR 41 (性に関する同一性、名前、性指向、性生活も私生活のひとつ); mutatis mutandis Burghartz v. Switzerland, 22 February 1994, § 24, Series A no. 280 B; and Ünal Tekeli v. Turkey, no. 29865/96, § 42, ECHR 2004 X (extracts), 42 EHRR 53 (個人の同一性には、個人の同一性や家族との関係を示す要素も含まれ得る); Z. v. Finland, 25 February 1997, § 71, Reports of Judgments and Decisions 1997 I, 25 EHRR 371 (健康状態に関する情報も尊重されるべき私生活で重要な要素である); Burghartz, (上述), opinion of the Commission, p. 37, § 47, and Friedl v. Austria, judgment of 31 January 1995, Series A no. 305-B, opinion of the Commission, p. 20, § 45, 21 EHRR 83 (個人の成長に関する権利、個人の他者および社会との関係の構築及びその発展に関する権利も含む); (Sciacca v. Italy, no. 50774/99, § 29, ECHR 2005-I, 43 EHRR 20 (私生活の概念は、さらに個人の画像に関する要素も含む) ) .
- 12 Van der Velden v. the Netherlands (dec.), no. 29514/05, ECHR 2006-..., BAILII: [2006] ECHR 1174 (現在も係争中)
- 13 判決文§78-86。以下では指紋に関する取り扱いは述べなかった。包括的な検討をする機会に期したい。
- 14 注 12。
- 15 江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所の解釈の特徴」(『ヨーロッパ人権裁判所の判例』、信山社、2008 年)、28-32 頁。
- 16 政府組織のほか、ブリティッシュ・テレコム社、保険業協会、特定の雇用者などがアクセスできる場合があると指摘されている (判決文§87)。

- 17 大陸欧州において展開されている「シェンゲン情報システム (SIS : Shengen Information System)」などが例示された (§88)。DNA データベースについては、主に Schengen III Agreement (Prüm Convention とも) を参照のこと。ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、ルクセンブルク、オランダ、オーストリアが参加。  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:125E:0120:0141:EN:PDF> (2009年2月確認)
- 18 「もとの事件の性格とは無関係な網羅的な運用、無期限の継続的保有、申立人の個別の環境への配慮もないこと、独立した意思決定プロセス・精査もない状況であることなどの状況は、本件への対応としては明らかに釣り合っていないこと、こうした体制はヨーロッパ評議会による方針とも一致していない」 (§88)。
- 19 「法は、個人が十分に参照可能で影響についての効果が予想できるものなければならず、必要に応じて適切な助言を得ることで、自身の行為を律することが可能になるよう、十分精緻に定式化されたものでなければならない。国内法がこうした要件を満たすためには、恣意的判断からの十分な法的保護が存在しなければならず、該当する当局によって行使される裁量の範囲およびその行使の手段について、十分明確に規定されていることが必要である」 (§85)。
- 20 *mutatis mutandis*, *Kruslin v. France*, 24 April 1990, §§ 33 and 35, Series A no. 176 A, BAILII: [1990] ECHR 10; *Rotaru v. Romania* [GC], no. 28341/95, § 57-59, ECHR 2000-V, BAILII: [2000] ECHR 192; *Weber and Saravia v. Germany* (dec.), no. 54934/00, ECHR 2006 ..., BAILII: [2006] ECHR 1173; *Association for European Integration and Human Rights and Ekimdzhev v. Bulgaria*, no. 62540/00, §§ 75-77, 28 June 2007, BAILII: [2007] ECHR 533; *Liberty and Others v. the United Kingdom*, no. 58243/00, § 62-63, 1 July 2008, BAILII: [2008] ECHR 568.
- 21 *Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data* (Strasbourg, 28.I.1981) .
- 22 *Council of Europe Committee of Ministers, Recommendation No. R(87)15 regulating the use of personal data in the police sector*, 1987.
- 23 *Council of Europe Committee of Ministers, Recommendation No. R(92)1 of the Committee of Ministers on the use of analysis of DNA within the framework of the criminal justice system*, 1992.
- 24 *Criminal Justice (Scotland) Act 1995, Police, Public Order and Criminal Justice (Scotland) Act 2006*. 特に 2006 年法第 83 条により 1995 年法に追加された第 18A 条。
- 25 要約すると、「2005 年 9 月 30 日の段階で、国家 DNA 型データベースは、2001 年法改正の前には本来廃棄の対象であった 18 万 1000 人分の個人プロフィールを保有」「このうち 8251 人分は、その後 13079 件 (殺人 109 件、殺人未遂 55 件、強姦 116 件、その他の性犯罪 67 件、加重強盗 105 件、禁止薬物取り扱い違反 126 件) の犯罪に関する現場資料との関連が見出された」 (§92)。このほか、DNA 資料の利用が捜査および訴追に帰結した事例として、18 件の事例を挙げ、「うち 10 件において、被疑者の DNA 型プロフィールが、他の犯罪捜査資料と一致し、訴追に帰結」と指摘。一方、「二人の被疑者を捜査対象から除外することができたこと」「軽犯罪 (秩序違反、窃盗) について有罪となっていた二人についての DNA 型プロフィールの保有が継続され、後に起こした犯罪への関与が証明された」「不法移民容疑の被疑者の DNA 型プロフィールによって、後に彼の犯した強姦殺人の現場の資料から特定され、イギリスへの送還に帰結した事例が一件挙げられた」「被疑段階 (武器携行、乱闘、暴行) であった 4 名の DNA 型プロフィールから採取し保有していたものが、後の強姦現場から収集した資料と一致した」といった事例も紹介した (§93)。
- 26 *Human Genetics Commission "Inside Information - Balancing interests in the use of personal genetic data"* (Chapter 9 Forensic uses of personal genetic information, 157 頁付近), 2002.
- 27 拙稿「遺伝情報管理システム」、『分子予防環境医学-生命科学研究の予防・環境医学への統合-』(小泉昭夫との共著、分子予防環境医学研究会編、本の泉社)、674-686 頁、2003 年。
- 28 *Handyside v United Kingdom* (1976) Series A, No. 24; (1976) 1 EHRR 737.
- 29 *Linacre A. The UK National DNA Database. Lancet. 2003 May 31;361(9372):1841-2*
- 30 関連する論評として、例えば BBC, 'All UK 'must be on DNA database' (2007 年 9 月 5 日) <http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/6979138.stm> (2009 年 1 月確認)
- 31 拙稿「ナッフィールド生命倫理評議会」(平成 15 年度環境対応技術開発等 (バイオ事業に伴う生命倫理問題等に関する研究) に関する報告書、第 1 章諸外国における国家生命倫理委員会の現状) 9-42 頁、2004 年。
- 32 *Nuffield Council on Bioethics, The forensic use of bioinformation: ethical issues*, 全 168 頁, 2007.



- 33 UK Home Secretary's speech: Protecting rights, protecting society, 16 December 2008 <http://press.homeoffice.gov.uk/Speeches/home-sec-protecting-rights> (2009年1月確認)
- 34 警察庁「DNA型情報の活用に向けて」、2005年。  
<http://www.npa.go.jp/seisaku/kanshiki/katsuyou/pamphlet3.pdf> (2009年1月確認)
- 35 総務省「政策評価結果の平成20年度予算要求等への反映状況」の3章「行政機関別の政策評価及びその結果の予算要求等への反映状況」、2007年。  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071019\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071019_1.html) (2009年1月確認)
- 36 「たとえば、DNA情報を取得する必要が全くないような被疑事実に関連して試料の採取が実施され、かつ具体的な被疑事実が明確でないような将来の犯罪捜査目的で試料や型データが保有し続けられる場合も発生するイギリスの現体制は、わが国では憲法第35条の規定に反するものであり正当化できないとする指摘もある。」日本弁護士連合会「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」、2007年。
- 37 「犯罪鑑識官は、その保管する被疑者DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被疑者DNA型記録を抹消しなければならない。  
一 被疑者DNA型記録に係る者が死亡したとき。  
二 前号に掲げるもののほか、被疑者DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。」(「DNA型記録取扱規則」第七条「抹消」、2005年)
- 38 DNA型鑑定の対象となっている部位は以下のとおりである。イギリスはNDNAD(国家DNAデータベース)、アメリカではCODIS(Combined DNA Index System)で採用されている部位・検査数である。日本は2005年の公安委員会規則(「DNA型記録取扱規則」)、および2006年の改正規則によって指定された部位・検査数に拠った。

	部位/判定	イギリス (SGM Plus)	アメリカ (CODIS)	日本 (2005)	日本 (2006)
鎖長多型 マーカー	FGA	○	○	○	○
	TH01	○	○	○	○
	vWA	○	○	○	○
	D8S1179	○	○		○
	D18S51	○	○		○
	D21S11	○	○		○
	D3S1358	○	○	○	○
	D5S818		○	○	○
	D7S820		○	○	○
	D13S317		○	○	○
	D16S539	○	○		○
	CSF1PO		○	○	○
	TPOX		○	○	○
	D2S1338	○			○
	D19S433	○			○
MCT118			○	○	
性別判定	Amelogenin	○	○		○
計		11	14	10	17

- 39 内閣府が警察庁より得たデータによって作成された資料によれば、正確に実施されれば5兆人に1人の精度があるとされる。  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu64/siryu4.pdf> (2009年1月確認)
- 40 日本弁護士連合会「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」2007年。
- 41 Williams R, Johnson P, Martin P (2004). Genetic information and crime investigation. August 2004. The Wellcome Trust.  
[http://www.dur.ac.uk/p.j.johnson/Williams\\_Johnson\\_Martin\\_NDNAD\\_report\\_2004.pdf](http://www.dur.ac.uk/p.j.johnson/Williams_Johnson_Martin_NDNAD_report_2004.pdf). (2009年1月確認)
- 42 例えば、Kaida D, Motoyoshi H, Tashiro E, Nojima T, Hagiwara M, Ishigami K, Watanabe H, Kitahara T, Yoshida T, Nakajima H, Tani T, Horinouchi S, Yoshida M. Nat Chem Biol. 2007 Sep;3(9):576-83. Spliceostatin A targets SF3b and inhibits both splicing and nuclear retention of pre-mRNA.
- 43 UK Home Office Police, Science Technology Strategy 2003 to 2008.
- 44 Forensic Science Service 年次報告書 (2000年度)。  
<http://www.forensic.gov.uk/pdf/company/publications/annual-reports/annual-report-2000-01.pdf> (2009年1月確認)

- <sup>45</sup> 例えば、毎日新聞「忘れない：世田谷一家殺害 DNA 鑑定、狭まる犯人像」（2008 年 5 月 25 日）。  
<http://mainichi.jp/select/jiken/coldcase/archive/news/2008/20080525org00m040998000c.html>（2008 年 12 月確認）
- <sup>46</sup> 科学警察研究所における「来日外国人犯罪の増加に対処するための新しい検査指標の開発」のテーマの一つとして「生体資料を用いた民族識別法における指標の研究」、2003-2007 年総額約 7 千万円）
- <sup>47</sup> David Cyranoski Japan's ethnic crime database sparks fears over human rights Nature;427:383 2004.なお、この記事では、研究費の総額は 1 億円を越えるとする。